

海外展開支援を利用できない方

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員及びその他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者等
- 2 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行うもの、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求し、またはかつて同様な行為を行ったと認められるもの
- 3 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種に該当するもの
- 4 賭博（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種に該当するもの
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- 6 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 7 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- 8 政治性（選挙に関係するものを含む。）のあるもの
- 9 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- 10 各種法令に違反し、又は営業等について必要な届出若しくは許認可を受けていないもの
- 11 会社更生法、民事再生法による更正（再生）手続き中でないもの
- 12 行政機関から指導を受け、改善がなされていないもの
- 13 違法又は不当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 14 男女平等参画の推進及び青少年の健全育成を阻害するもの
- 15 その他公序良俗に反すると認めるもの